

データベース活用対象施設・事業一覧

【データベースの活用対象となる施設・事業所（アカウント付与の対象）】

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであり、
- ②施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、
- ③継続的に保育士を任命・雇用し保育事業を行うものとして施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令等により明らか」であること考え方

- ・保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等
- ・保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ・保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

【該当する施設・事業】

- ・ 保育所
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型）
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 乳児院
- ・ 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 女性相談支援センター
- ・ 児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 一時保護施設
- ・ 預かり保育（子子法に基づくもの）
- ・ 幼保連携型以外の認定こども園
- ・ 認可外保育施設（届出をしているもの）（企業主導型保育施設を含む）（個人のベビーシッターを除く）
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業
- ・ 乳児等通園支援事業

【上記以外でデータベースの活用対象となる施設・事業所】

以下の**全ての考え方**に該当する施設・事業者については、臨時的事業等が想定されるためIDは付与しないものの、データベースの活用(*)対象とする。（*個別の申請に応じて、こども家庭庁がデータベースを検索し、結果を回答する。）

①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであること

②所轄庁による指導監督権限が及ぶこと

④買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明確に書面等に示されているショッピングモールの託児所など、**必ずしも恒常的にはないが、保育士を任命・雇用して保育事業を行う施設等**であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行っているもの

該当する施設

- ・ 認可外保育施設の届出対象外の施設（「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき運営状況の報告を年1回以上行う。）